20○○年　月　日

公益財団法人地球環境センター　理 事 長　　○○　○○ 殿

代表事業者　住　　　所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

令和7年度から令和9年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(二国間クレジット制度（（Joint Crediting Mechanism: JCM）資金支援事業のうち設備補助事業)

 GHG排出削減効果の測定・報告・検証（Measurement, Reporting and Verification、

以下「MRV」という）実施に関する誓約書

令和7年度から令和9年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業)の応募申請・事業完了にあたり、国際コンソーシアムを構成する事業者が以下の責務を負うことについて誓約します。

1. 交付決定後速やかに、当該事業に適用可能なMRV方法論を自ら開発するか、MRV方法論開発を行う者に、当該方法論開発に必要な情報提供等の協力をすること。
2. 当該事業により導入する設備・機器は優れた脱炭素技術等を有するものを選定し、導入した設備・機器を所有、使用することにより、対象工場・事業場からのGHG排出削減活動を実施し、GHG排出量を算出するために必要なモニタリングを実施すること。
3. モニタリング結果に基づき、導入設備によるGHG 排出削減効果を算出し、クレジット対象期間（10年固定）もしくは法定耐 用年数のいずれか短い方の期間（JCMエコリースの場合は、リース期間）において毎年、環境省に報告すること。
4. 当該事業のプロジェクト登録申請に必要なプロジェクト設計書（Project Design Document; PDD）作成及びその一環として、地域住民等への説明やコメント聴取（Local Stakeholder Consultation; LSC）を実施すること。
5. 当該事業の第三者機関（Third Party Entity; TPE）による妥当性確認及び対象工場・事業場におけるGHG排出削減量の検証を受けるに当たり、それを円滑に行うため、TPEに対する必要な資料及び情報の提供等の協力をすること。
6. JCMを構築している国において、JCM合同委員会へのプロジェクト登録等の必要な措置をとること。
7. JCM合同委員会に対し、当該事業によるクレジットの発行申請を行い、日本側に発行されたJCMクレジットを、日本国政府の口座に納入すること。
8. 補助事業の完了後においても、補助金により導入した設備について、法定耐用年数の期間（JCMエコリースの場合は、リース期間）、善良な管理者の注意をもって管理を行い、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
9. MRV実施期間中にセンターの指示に従わない場合、交付の目的に反する行為とみなされ、財産処分（補助金で導入した設備の目的外使用）に該当すると判断されることがあることを認識のうえ、財産処分に該当すると判断され、財産処分納付金の納付を命じられた場合には、それに応じること。
10. 国際コンソーシアムを構成する事業者の変更が承認された場合においても、上記（ア）～（ク）の措置を継続実施すること。

以上

本件責任者及び担当者の氏名､連絡先等

（1）責任者の所属部署・職名・氏名

（2）担当者の所属部署・職名・氏名

（3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）